

讀賣新聞

2005年(平成17年)9月2日 金曜日

今年の「防災の日」を特別な思いで迎えた。昨年10月に発生した中越地震からがて1年がたつ。震災復興で多くのことを学んだが、その一つが「市民に最終的な責任を負うのは地方自治体であり、政府は可能な限り、現場に権限を委ねるべきだ」という分権的重要性だった。

被災した市町村にとって、国の支援制度は、いわば国税収入を被災地に集中的に投資する一種の保険的な制度として機能する。その意味では極めてありがたいものだ。だが、「中央主権」を前提とした国庫補助の弊害も改めて実感した。災害発生からこれまで、国の補助事業の事務処理に追われ続けた。その根本原因は、国の制度が「市町村性悪説」で組み立てられていることにあるように思えた。

論占

中越地震の教訓



もり森 たみお 民夫

新潟県長岡市長

例えば、道路、小中学校などの公共施設の復旧に対する国の査定には苦労した。血税を支出

は国が責任を持つにしても、その金額の範囲内での設計の工夫は、市町村に任せた方がより合理的な復旧が出来るはず

復旧方法の細部まで国が審査し決定する必要性にも疑問がある。施設によっては原型と異なる復旧をした方が合理的なケースも多い。補助金額の算定

は、支援金の交付に所得や年齢の制限がある。使途も細かく定められている。被災者には極められていた。

国がつくった制度なのに、苦情は市職員が受けることに矛盾を感じた。国は運用を簡略化した。それはそれで英断だったと思うが、今後は、基本的に市町村の裁量に任せる方向での抜本的な改善を望みたい。

復興支援 地方の裁量で

するのだから、国が査定に一定の責任を持つことに異論はない。だが、市町村を信用さえすれば、いちいち国の担当官が査定しなくてもいいのではないか。市職員の写真による説明をまったく信用せず、被害を確認するためには以上も積もった雪を掘らせた査定官もいた。

もちろん、復旧方法の検討の際、市町村の意見に最大限の配慮を示す国の担当官も少なくない。だが、担当官個人の見識に頼るのではなく、市町村を信頼する抜本的な改革を求める。

作って待つてもらうような状況になってしまった。12月から2月にかけて、相談窓口は連日、朝8時半から始めて、終わるのは夜の11時半だった。

まして、この制度は住居の再建には直接使えない。被災者の願いに、心を鬼にして「ノー」といわざるをえなかつた。

確実に破綻する。また、制度を創設し改善する者が、被災者に直接接触することもなく、最終的な責任も負わない仕組みでは、被災者の切実な願いに即した制度は生まれない。

建設省地域住宅計画官などを経て99年から現職。56歳。